

災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車・待機支援車の運送及び運転操作業務）に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車・待機支援車の運送及び運転操作業務）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願い致します。

令和6年9月9日

中国地方整備局

岡山河川事務所長 垣原 清次

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車・待機支援車の運送及び運転操作業務）に関する基本協定
- (2) 活動場所 岡山県内の岡山河川事務所管理区間を除く地域における災害応急対策活動等への協力を原則とします。
ただし、激甚な災害等が発生した場合は岡山河川事務所管理区間及び岡山県外での災害応急対策活動等を要請する場合があります。
- (3) 活動内容 岡山県内の岡山河川事務所管理区間を除く地域において、災害が発生又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、岡山河川事務所が保有する排水ポンプ車・照明車・待機支援車の保管庫から活動場所までの運送（帰還含む）、排水ポンプ車の設営・排水作業・現場管理及び照明車の設営・照明作業・現場管理を実施するものです。

[要請する災害対策用機械]

機 械 名 機 械 番 号	規 格	車両総重量 (運転資格)	車両 保管場所
① 排水ポンプ車 20-4702	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	10,080kg (中型以上)	長船基地
② 排水ポンプ車 24-4707	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	9,330kg (中型以上)	今在家基地
③ 排水ポンプ車 24-4708	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	9,330kg (中型以上)	軽部基地

機 械 名 機 械 番 号	規 格	車両総重量 (運転資格)	車両 保管場所
④ 排水ポンプ車 25-4707	水中ポンプ式 60m ³ /min 級 ポンプ台数 12 台	18,080kg (大 型)	徳富基地
⑤ 照明車 29-4702	LED 灯 1.3 k w × 6 灯 10m 級、カメラ装置付き	5,290kg (準中型以上)	軽部基地
⑥ 照明車 R02-4715	LED 灯 1.2 k w × 6 灯 20m 級、カメラ装置付き	7,530kg (中型限定以上)	米田基地
⑦ 待機支援車 R03-4704	バス型 15 人乗り	5,200kg 程度 (中型以上)	旭川出張所

○車両保管場所の位置（別図－1 参考）

徳富基地 岡山県赤磐市徳富地先
 長船基地 岡山県瀬戸内市長船町八日市地先
 今在家基地 岡山県岡山市中区今在家地先
 米田基地 岡山県岡山市中区米田 4－1
 軽部基地 岡山県総社市清音古地 2 5－2 地先
 旭川出張所 岡山県岡山市中区藤原西町 2－3－3 0

(4) 協定期間 令和 6 年 1 2 月 1 6 日 ～ 令和 8 年 1 2 月 1 5 日

(5) 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 5・6 年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること、又は申請を行っていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
 なお、申請中の場合、令和 6 年 1 2 月 1 6 日時点において、令和 5・6 年度「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」の一般競争参加資格の認定を単体で受けていることを協定締結の条件とする。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 平成21年度以降において、中国地方整備局が発注した工事の施工実績を有すること。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型JV（異工種JV）の同種工事の施行実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。なお、当該実績の工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績の発注機関が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下「CORINS」という。）に登録を義務付けている場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

(6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者は、次に掲げる基準を満たす技術者であること。なお、当該活動に専任の義務はないものとする。又、複数名の登録が可能である。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること（申請書提出日以前に3ヶ月以上雇用関係があること）。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは「監理技術者制度運用マニュアル二―四(2)、(3)、(4)」による。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 下記のいずれかの資格を有する者であること。

- ・ 1級若しくは2級土木施工管理技士
- ・ 1級若しくは2級建設機械施工管理技士
- ・ 技術士（「総合技術監理部門：建設に関するもの」、
「総合技術監理部門：農業―農業農村工学」、
「総合技術監理部門：森林―森林土木」、
「総合技術監理部門：水産―水産土木」、
「建設部門」、「農業部門：農業農村工学」、「森林部門：
森林土木」、若しくは「水産部門：水産土木」）
- ・ 建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ

(7) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 岡山県内に建設業法の許可を有する本店（社）、支店（社）又は営業所が所在すること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている協定締結希望者と行います。
- (2) 希望者が無い又は少ない車両は、当該車両を対象とし、申請全者に再度意思確認を行い承諾を得られた者を割り当てる場合があります。
- (3) 選定、非選定の結果については、書面により通知します。

4. 担当部局

〒700-0914 岡山県岡山市北区鹿田町2丁目4番36号
国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所 管理課
TEL 086-223-5194 (管理課直通)
FAX 086-234-2298

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定締結希望者は、下記資料を作成し提出をお願いします。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

- ②令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し、申請中においては、インターネットにより行っている場合は「令和5・6年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾工事関係）希望工事」「申請書①」「測量等実績高と希望職種・国土交通省地方整備局等」、郵送により行っている場合は「様式①-1」「様式①-2」を出力した写し

③過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

④総括的に管理する技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。

⑤協定を望む車両について【別記様式4】

※協定を望む車両を選択して下さい。（複数選択可）

ただし、協定締結後、災害支援の規模等により、協定を望まれていない車両についても運送及び運転操作をお願いする場合があります。その際はその都度、意向を確認させていただきます。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ①提出方法：申請書の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。
- ②受付期間：令和6年9月10日（火）から令和6年10月4日（金）まで

の休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

③ 提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

① 提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

② 受領期間：令和6年9月10日（火）から令和6年9月18日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

③ 提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、令和6年10月4日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書は返却しません。

基本協定参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

中国地方整備局

岡山河川事務所長 垣原 清次 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和6年9月9日付けで募集のありました「災害応急対策活動等（排水ポンプ車・照明車・待機支援車の運送及び運転操作業務）に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 基本協定締結説明書5.(1)②に定める令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格に係わる書類の写し
2. 基本協定締結説明書5.(1)③に定める過去の施工実績を記載した書面
3. 基本協定締結説明書5.(1)④に定める総括的に管理する技術者の資格等を記載した書面
4. 基本協定締結説明書5.(1)⑤協定を望む車両を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

メール : 〇〇〇@〇〇.〇〇.〇〇

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体 / J V (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

- 注) ・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。
- ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事実績が確認できる書面(工事の施工実績が確認できる契約書類等)の写しを添付すること。
 - ・工事がCORINSに登録を義務付けている発注機関の工事(500万円未満の工事は除く。)の場合は、CORINSに登録されていない場合は、実績として認めない。
 - ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

総括的に管理する技術者の資格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
生年月日 (和暦)	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)
貴社に在籍される技術者数	基本協定締結説明書2. (6)②に示す資格を有する者 〇人
	その他 〇人

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。

コメント欄

(別記様式4)

協定を望む車両

機 械 名 機 械 番 号	車両保管場所	規 格	協定車両
① 排水ポンプ車 20-4702	長船基地	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	・ 協定を望む ・ 協定を望まない
② 排水ポンプ車 24-4707	今在家基地	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	・ 協定を望む ・ 協定を望まない
③ 排水ポンプ車 24-4708	軽部基地	水中ポンプ式 30m ³ /min 級 ポンプ台数 4 台	・ 協定を望む ・ 協定を望まない
④ 排水ポンプ車 25-4707	徳富基地	水中ポンプ式 60m ³ /min 級 ポンプ台数 12 台	・ 協定を望む ・ 協定を望まない
⑤ 照明車 29-4702	軽部基地	LED 灯 1.3 k w × 6 灯 10m 級、カメラ装置付き	・ 協定を望む ・ 協定を望まない
⑥ 照明車 R02-4715	米田基地	LED 灯 1.2 k w × 6 灯 20m 級、カメラ装置付き	・ 協定を望む ・ 協定を望まない
⑦ 待機支援車 R03-4704	旭川出張所	バス型 15 人乗り	・ 協定を望む ・ 協定を望まない

※各車両毎に「協定を望む」又は「協定を望まない」を選択して下さい。

ただし、協定締結後、災害支援の規模等により、協定を望まれていない車両についても運送及び運転操作をお願いする場合があります。その際はその都度、意向を確認させていただきます。

○運転免許について

運転に必要な免許は下記のとおりです。

④は大型免許

①・②・③・⑦は中型免許以上

⑥は中型免許(8t 未満限定)以上

⑤は準中型免許以上

○車両保管場所の位置 (別図-1 参考)

徳富基地 岡山県赤磐市徳富地先

長船基地 岡山県瀬戸内市長船町八日市地先

今在家基地 岡山県岡山市中区今在家地先

米田基地 岡山県岡山市中区米田4-1

軽部基地 岡山県総社市清音古地25-2地先

旭川出張所 岡山県岡山市中区藤原西町2-3-30

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認して下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

- 令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格に係わる書類 →必須提出
 - ・ 令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
 - ・ 申請中の場合はインターネット又は郵送で申請したもの
 - 申請をインターネットにより行っている場合には、「令和5・6年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾空港関係）希望工事」を出力した写しを提出
 - また、申請を郵送により行っている場合には、提出した申請書（様式①-1、様式①-2）の写しを提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
 - CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し
 - 当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

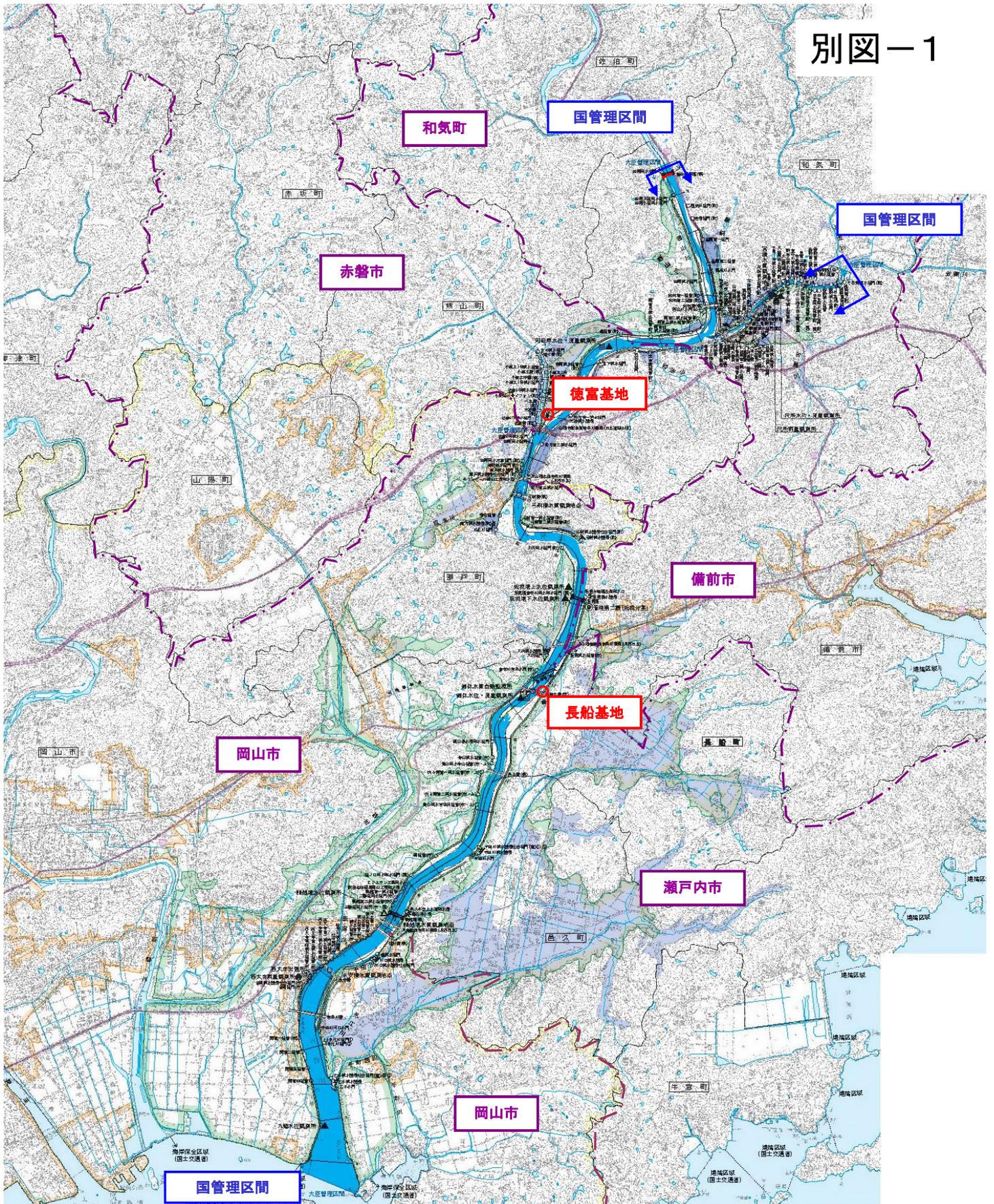
総括的に管理する技術者の資格・経験

- 総括的に管理する技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出
 - （健康保険被保険者証、監理技術者資格者証等）
 - ※直接的雇用関係等の証明のために「健康保険被保険者証」を提出する場合、記号・番号・保険者番号については、マスキング処理を施したうえで提出すること。
- 総括的に管理する技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

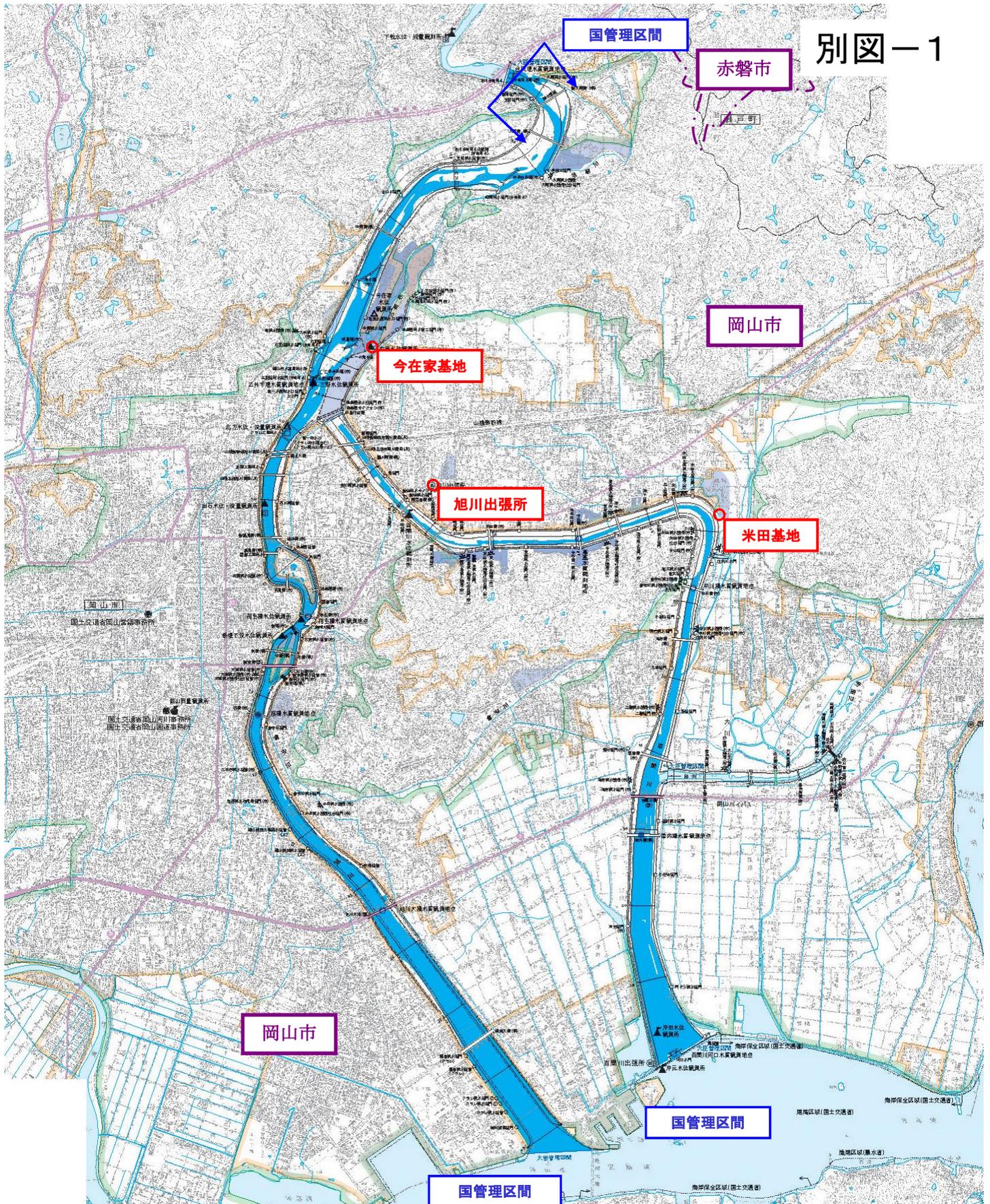
技術資料

- 協定を望む車両（別記様式4） →必須提出

別図-1

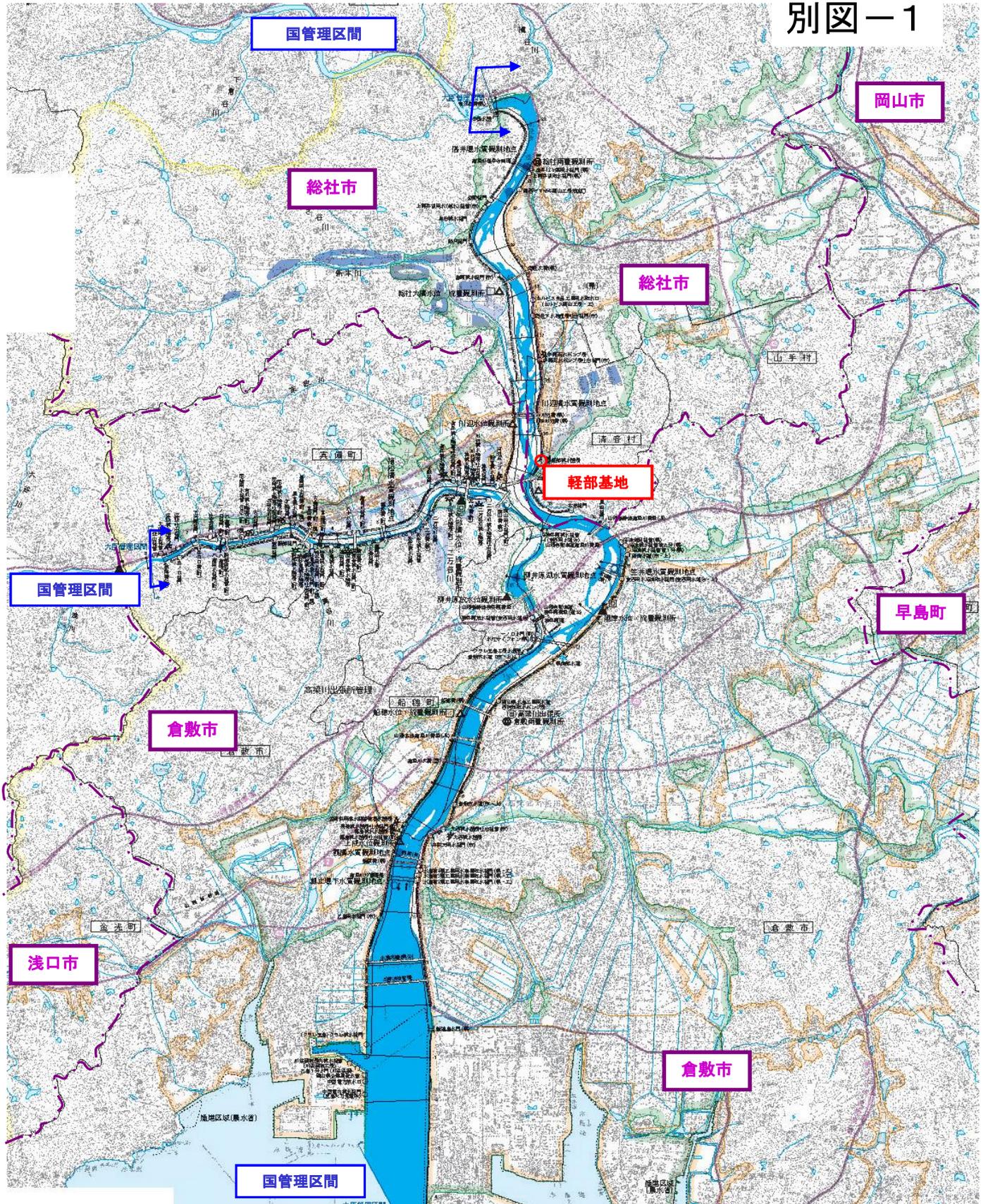


災害応急対策活動等(排水ポンプ車・照明車・待機支援車の運搬及び運転操作業務)(吉井川)



災害応急対策活動等(排水ポンプ車・照明車・待機支援車の運搬及び運転操作業務) (旭川)

別図-1



災害応急対策活動等(排水ポンプ車・照明車・待機支援車の運搬及び運転操作業務)(高梁川)